

## 広島県告示第五百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		土砂災害警戒区域	所在地
自然現象の種類	原因となる現象		
小原（一一六五一）	烟ヶ谷（一一六五二六）	表区域の示し方	広島県山県郡北広島町小原及び同郡安芸太田町大字平見谷地内
崩壊	急傾斜地の	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域
小原（一一六五一）	烟ヶ谷（一一六五二六）	原因となる現象	三律の土戒定第区号年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害防に土砂二表示め第へ関防に災害に平止おけ害にび事十成る対策る警規法項四十法策る
崩壊	急傾斜地の	区域の名称	
次の図のとおり	次の図のとおり	自然現象の種類	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。